

# 平成31年度事業計画書

社会福祉法人 千葉県共同募金会

# I 事業方針

昭和22（1947）年に始まった赤い羽根共同募金は、平成31（2019）年度に73回目を迎える。この間、多くの県民や企業、団体等に募金のご協力をいただきながら、本県における寄付文化の醸成と地域福祉の課題解決に取り組む民間活動の支援に取り組んできた。近年では、少子高齢化の進展、子育て環境、生活困窮や社会的孤立など複雑・多様化する課題に加え、大規模災害への備えや被災者・被災地への支援といった喫緊の課題にも対応しており、共同募金の役割はますます重要になっている。<sup>1</sup>

一方で、本県における募金額は平成7（1995）年度をピークに減少傾向が続いておりまた、一般の人からは共同募金の名前は知っているが何をしているのか知らない、募金はしたが使いみちがわからないなどの意見が出ており、共同募金活動の推進にとって大きな課題となっている。

これらの状況を踏まえ、千葉県共同募金会は、県内の社会福祉協議会や関係機関等と連携を図りながら以下の項目を重点に事業を展開し、本県における寄付文化の醸成とともに共同募金運動の活性化を図ることとする。<sup>2</sup>

## 《重点項目》

### （1）共同募金運動への理解と参加の促進

共同募金運動の活性化には、多くの人々に共同募金を「知ってもらう」、そして「参加してもらう」ことが必要である。

「知ってもらう」ことについては、共同募金運動の目的や意義、募金実績や助成事例の紹介、各市町村支会やボランティアの活動ニュースなどを、共同募金会のホームページ、新聞、テレビ、ラジオなど様々な媒体を使い発信する。また、スポーツの試合や音楽会、地域のお祭りなど各種イベントなどに参加して積極的な広報を行う。そのため、赤い羽根共同募金会のマーク、当会のオリジナルキャラクターびわびよなどを積極的に活用する。

「参加してもらう」ことについては、運動に賛同し募金をしていただくことが一番の参加である。そのため、様々な広報活動に加え、より運動に参加しやすい環境づくりのため募金ボランティアの活動紹介やイベントへの参加機会の提供などを行う。

---

<sup>1</sup> 政府が推進している「地域共生社会」の実現に向けた具体的な取り組みにおいて、地域の課題を地域で解決していく活動財源として共同募金の活用が厚生労働省の通知に明記されている。平成29年12月12日付け厚生労働省局長通知 子発第1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」また、千葉県では「地域福祉支援計画」の中間見直しを進めているが、そのパブリックコメント案に地域福祉の担い手として期待される団体として共同募金会が挙げられている。（平成31年2月25日現在）

<sup>2</sup> 本計画は、平成31（2019）年度における千葉県共同募金会（市町村支会を含む。）の活動に関する基本的な事項を定めるものである。

## (2) 共同募金会の機能強化

共同募金運動の活性化には、共同募金会（市町村支会を含む。）自体の機能強化が重要である。そのため、訪問による支会との意見交換や募金に関する実践的な職員研修、地域ブロック会議の開催、共同募金活動事例の情報提供などを行う。

「70年答申」<sup>3</sup>に盛り込まれた市町村共同募金委員会（市町村委員会）については、各支会と全国情報等を共有し地域の実情を踏まえながら設置の検討を行う。

## (3) 多様な募金活動の展開

共同募金運動を活性化し募金の増額を図るためには、各市町村支会を中心に地域の事情に合わせた募金活動を展開することが必要である。

戸別募金は、社会や個人の意識変化など様々な要因から全国的に厳しい状況にあるが、本県募金総額の75パーセント以上を占める重要な募金であることから多くの方に賛同が得られる募金活動を行う。地域の文化や社会に根差した様々な資源とタイアップした募金方法の開発、年間を通した募金活動が可能な寄付付き自動販売機設置の促進などに取り組む。遺贈、相続寄付については、財産を地域社会のために役立てたいという意思を持っている人や、その遺族の方からのニーズに応え寄付の受入を進める。

また、助成について地域の福祉課題に対応した制度の見直しや新たな助成先の開拓などに取り組む。

## (4) 企業・スポーツチームとの連携強化

共同募金運動の活性化には、個人だけでなく多くの企業・団体やスポーツチーム等にサポーターになっていただくことが必要である。

県内の企業・団体等について、企業訪問や、DM、各団体の機関誌等による広報・周知を行い、募金の拡充に努める。

スポーツチームとは、平成30年度に赤い羽根サポーター宣言をした3チーム（「ジェフユナイテッド市原・千葉」、「千葉ジェッツふなばし」、「バルドラール浦安」）及びご協力をいただいた「千葉ロッテマリーンズ」、「オービックシーガルズ」と引き続き連携・協力して、ポスターの作成のほか、試合会場等でのPR活動・募金活動を行う。新たな連携先や方法を検討する。

---

<sup>3</sup> 「70年答申」：正式名称は「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造-」平成28年2月に共同募金運動創設70年に当たり今後の運動のあり方や地域福祉における共同募金の役割等について、有識者からなる企画推進委員会（委員長：上野谷加代子同志社大教授）から中央共同募金会会長に出された答申。

## Ⅱ 事業計画

### (1) 共同募金運動の展開

項 目	概要等、(運動期間：10月1日～3月31日)
戸別募金	<p>①チラシ、資材などを用いて、共同募金について丁寧な広報活動を行い理解と協力の促進を図る。</p> <p>②自治会・町内会等の協力を得て、募金実績や用途などの周知を行い戸別募金の増額に努める。</p>
街頭募金	<p>①多くの人が集まる場所で街頭募金を行い、共同募金の周知に努める。</p> <p>②民生委員や自治会役員等の募金ボランティアによる募金活動を実施する。</p> <p>③児童・生徒・学生に募金ボランティアとして参加協力を得られるように努める。</p>
学校募金	<p>①児童生徒が募金の意義・理解を深められるよう子供向けパンフレット、組み立て式募金箱、壁新聞等を学校に配布する。</p> <p>②福祉教育に力を入れている社協等と連携し、学校を通じて児童生徒に赤い羽根共同募金の浸透を図る。</p>
法人・職域募金	<p>①県共募・支会等が連携し企業・団体等を直接訪問して、法人募金、職域募金の協力を依頼する。</p> <p>②募金付き自動販売機の設置拡大を図る。</p> <p>③寄付付き商品の開発、物品寄付など多様な形での協働を働きかける。</p>
イベント募金	<p>①県共募・支会等が連携し市民祭・福祉祭・産業祭など、多くの人が集まる場所で募金を行う。</p> <p>②サポーター宣言をしてくれたスポーツチームと引き続き連携・協力し、試合会場等で県共募・市町村支会等が連携しPR活動・募金活動を行う。</p> <p>③新たに連携するスポーツチーム等の開拓に努める。</p> <p>④報道機関に対しイベントの情報提供と取材依頼を行う。</p>
テーマ型(使途選択)募金	<p>①全テーマが記載された振込用紙付チラシを用いて、1月から3月を中心に募金活動を行う。</p> <p>②新たなテーマ、団体の掘り起こしに努める。</p>
その他募金	<p>①デパート・スーパー・チェーン店等を「赤い羽根協力店」として募金箱の設置等を依頼する。</p> <p>②県や市町村の施設に募金箱の設置等を依頼し、募金とともに共同募金活動の周知を図る。</p> <p>③募金付き自動販売機の設置を促進する。</p>

NHK歳末たすけあい募金 (運動期間：12月1日～25日)	<p>①日本放送協会がテレビやラジオを通じて運動を周知し、NHK千葉放送局、日本赤十字社千葉支部と連携して募金受付を行う。</p> <p>②募金振込用紙付チラシを作成し、団体・企業等に直接募金の協力依頼を行う。</p>
市町村歳末たすけあい募金 (運動期間：12月1日～31日)	<p>①各支会において募金チラシの作成や広報紙への掲載等により、募金を呼びかける。</p> <p>②駅前やイベント会場、ショッピングセンター等での街頭募金を行う。</p>

## (2) 共同募金の助成

項目	概要等
一般募金・広域助成	<p>①整備費助成 ・福祉施設や県域団体の機器、備品等購入費、新築・増築・改築等及び修理費、車両の購入費等を助成する。</p> <p>②事業費助成 ・県域団体の事業、福祉団体、NPO法人、任意団体の事業費を助成する。</p> <p>③使途選択助成（募金） ・被災者支援、子ども・子育て支援、孤立防止、自殺防止、生活困窮者、障害者スポーツなど募金者が助成テーマを選択して募金ができるテーマ型募金を行う。(重点期間：1～3月)</p> <p>④即応型助成 ・災害復旧等緊急を要する事業、または、県内の社会福祉の推進に特に資すると認められる事業に助成する。</p>
一般募金・地域助成	<p>①地域の福祉課題やニーズに応え、地域福祉の推進にかかる翌年度事業について助成する。</p> <p>②市町村社協で行う事業をはじめ、各種福祉施設、恵まれない子どもたちや障害者、高齢者などに対する福祉サービスの支援へ助成する。</p>
NHK歳末たすけあい助成	社会福祉法人、NPO法人、任意団体を対象に、年末年始に施設利用者が役立つ備品の購入費（設置費・修繕費含む。）を助成する。
市町村歳末たすけあい助成	各市町村社協を通じて、民間団体が実施する地域福祉を推進するための事業に対し助成する。

### (3) 広報活動の推進

項 目	概 要 等
各種イベントの実施	①赤い羽根伝達式・発足式の実施（10月1日） ②市町村支会等と協力し、地域の各種イベントで共同募金のPRをする。
募金計画・結果の公告	募金計画の公告を10月1日に、配分結果の公告を翌年4月上旬に、千葉日報に掲載する。
報道機関への情報提供等	①NHK千葉放送局、千葉テレビ放送（株）、（株）ベイエフエムの協力を得て中央共同募金会作成のテレビ・ラジオ用のスポットを流す。 ②各種報道機関へ募金・助成・使途公募など共同募金にかかる情報を積極的に提供する。 ③イベント募金等の情報提供や、助成を受けた団体等への取材依頼を行う。
インターネットの活用及びホームページの充実	①「赤い羽根データベースはねっと」等インターネットによる情報発信に努める。 ②県共募のホームページを使い共同募金活動に関する情報をわかりやすく提供する。市町村支会からの情報提供を受け県内における募金活動の様子や募金の使いみちがわかる内容を随時発信する。 ③フェイスブック等SNSを活用し、より早く具体的な情報を発信していく。
各種団体への周知依頼	県域（市町村域）団体に、地域組織・会員への広報等の周知及び共同募金への協力依頼を行う。
募金資材・広報資材の作成・活用	①募金の結果や使いみちなどを掲載したチラシを作成し、戸別募金、法人・職域募金等で活用する。 ②広報資材・チラシについては、各支会の意見を聞き、改良をする。なお、費用対効果等を考慮した発注に努める。 ③学校募金において、壁新聞・子供向けパンフレット・組み立て式募金箱を各校に配布する。 ④スポーツチームや企業と協働した資材を作成し、話題性を含め募金に活用する。 ⑤マスコットキャラクター等を使った広報資材を作製し、人々に親しみある共同募金のイメージを定着させる。

ポスターの掲示依頼	<p>①県内の私鉄各社に募金期間中の一定期間、車両内・駅構内へのポスター掲示を依頼する。</p> <p>②コミュニティバス等に募金期間中のポスター掲示を依頼する。</p> <p>③公民館等の公共施設、金融機関などに募金期間中の一定期間、ポスター掲示を依頼する。</p>
助成団体・施設による広報の強化	<p>①助成先・利用者の感謝の気持ち（ありがとうメッセージ）をチラシ・ありがとう葉書・ホームページ等、色々な媒体・機会を通じて住民等に伝える。</p> <p>②助成事業・助成物品等に掲示・シール貼付を行い共同募金の使い道や役立っていることを住民に伝える。</p> <p>③市町村社協に助成した車両に赤い羽根マークを明示する。</p> <p>④市町村社協は、赤い羽根募金を使った助成事業の際に必ず住民等の寄付に基づき実施していることを明示し、住民等の共同募金への理解・関心を高めるよう努める。</p>

#### （４）寄付者、奉仕者等の顕彰

項目	概要等
寄付者・協力者への表彰、感謝等	<p>①奉仕功労者、優良地区・団体、従事功労者、優良支会に対する本会会長による顕彰を県社会福祉大会で実施する。</p> <p>②千葉県知事表彰（共同募金運動功労者）に該当する個人・団体を推薦し、県社会福祉大会で顕彰する。</p> <p>③厚生労働大臣表彰、中央共同募金会会長表彰に該当する個人・団体を推薦し、全国社会福祉大会で顕彰する。</p> <p>④本会会長感謝状の贈呈対象となる高額寄付者への顕彰を実施する。</p> <p>⑤厚生労働大臣・千葉県知事・中央共同募金会会長感謝状の贈呈対象となる高額寄付者を、候補者として関係機関に推薦する。</p> <p>⑥紺綬褒章の贈呈対象となる高額寄付者を、候補者として関係機関に推薦する。</p> <p>⑦共同募金奉仕者が奉仕活動を原因として負傷、疾病または死亡した場合、中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程に基づき、中央共同募金会に見舞金の申請を行う。</p> <p>⑧奉仕功労者・従事功労者など、潜在候補者の把握に努める。</p>

(5) 共同募金以外の寄付金の受入・助成

項 目	概 要 等
受配者指定寄付金・受配者指定のない寄付金の受入	①受配者指定寄付金を通年受け入れ、審査・助成を行う。 ②受配者指定のない寄付金を通年受け入れ、寄付者の意向を踏まえ助成する。
社会福祉法人（特定公益増進法人）としての寄付金の受入	特定公益増進法人である社会福祉法人として寄付金を受け入れ、寄付者の意向を踏まえ助成する。
相続・遺贈による寄付金	相続・遺贈による寄付金を受け入れ、寄付者の意向を踏まえた助成を行う。
車両競技公益資金記念財団等への推薦	車両競技公益資金記念財団等への助成要望について、中央共同募金会等と連携し推薦業務を行う。

(6) 災害時の被災者支援

項 目	概 要 等
災害見舞金の交付	県内で被災した本人またはその遺族に災害見舞金規程に基づき速やかに見舞金を交付する。
災害義援金の実施	①本県において災害救助法が適用される大規模災害が発生した場合には、中央共同募金会と連携し、報道機関及び関係機関等の協力を得て災害義援金の募集し、助成を行う。 ②他の都道府県において大規模災害が発生した場合は、被災都道府県及び中央共同募金会の依頼により、義援金の募集及び送金を行う。
災害等準備金	①共同募金総額の3%を災害等準備金として積み立てる。 ②本県において大規模災害等が発生した場合は、災害ボランティア活動等への支援を迅速かつ適切に行うため、速やかに準備金を活用した支援を行う。 ③他県において大規模災害等が発生した場合は、被災都道府県共募による災害ボランティア活動等への支援が迅速かつ適切に行われるよう中央共同募金会や全国の都道府県共募と協力し、準備金の有効活用を図る。
災害発生に伴う支援	県内の自然災害に対し、市町村社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターを立ち上げた場合、その運営費を予算内で助成する。



(7) 組織運営

項目	概要等
会の運営	<p>会の目的を達成するために、次の会議を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会 4回(5月、6月、7月、3月)</li> <li>・監事監査 1回(5月)</li> <li>・評議員会 3回(6月、7月、3月)</li> <li>・配分委員会 3回(7月、12月、3月)</li> <li>・評議員選任・解任委員会 必要に応じ開催</li> </ul>
支会との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長会議 2回(7月、3月)</li> <li>・事務担当者会議 2回(4月、8月)</li> <li>・新任職員研修 1回(4月の担当者会議終了後)</li> <li>・研修会 2回(7月の事務局長会、8月の担当者会議の際開催)</li> <li>・ブロック会議</li> </ul>
社会福祉協議会との連携強化	<p>①千葉県社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第119条に基づき、意見を徴収するとともに、地域福祉の推進等について情報・意見交換をする。</li> </ul> <p>②市町村社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支会訪問やブロック会議を通して市町村社協との連携を強化するとともに、県共募のホームページ等を活用して情報の共有及び発信等を行う。</li> </ul>
4都県ブロック会議	<p>東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県の4都県で組織する「首都圏共同募金会職員研究協議会」への参加。(6月開催予定)</p>
中央共同募金会等主催の会議・研修会への参加	<p>①会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会 3回(6月2回、2月)</li> <li>・評議員会 2回(6月、3月)</li> <li>・都道府県常務理事・事務局長会議 2回(7月、2月)</li> <li>・都道府県共同募金会職員研修 2回(4月、11月)</li> <li>・全国社会福祉大会(11月)</li> <li>・関東ブロック都県共同募金会研究協議会(6月)</li> </ul> <p>②研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県共同募金会職員研修会 2回(4月、11月)</li> <li>・赤い羽根全国ミーティング 山口県(5月)</li> </ul>
事務局	<p>ガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の適正化に努める。</p>